

平成 16 年 3 月 26 日
(社) 日本通関業連合会
コンプライアンス等対策特別委員会

「テロ対策に関する特別委員会決定」

1. 現状

国際港湾・空港のテロ対策は、2001 年 9 月の米同時多発テロを境に急速に強化されている。米国関税庁による C S I (コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ)、24 時間ルール及び 4 時間ルール (船積み 24 時間前・機積み 4 時間前の貨物情報提供規定)、そして C - T P A T (カスタムストレード・パートナーシップ・アゲンスト・テロリズム) の実施、さらに改正 S O L A S 条約 (海上人命安全条約) の発効等、新たな対応策が次々と実行に移されつつある。

我が国においても、政府が国際港湾・空港の水際対策、危機管理体制強化のため「水際危機管理チーム」を設置し、主要港湾・空港に危機管理を担う危機管理官を設ける (税関も同チームの一員となっている) ほか、国交省による改正 S O L A S 条約の発効に向けての「港湾保安対策検討会」も発足している。

また、東京港・横浜港等において「保安委員会」が相次いで開かれ、税関、警察、海上保安庁等の取締機関に加え、通関業会、埠頭公社、港運協会等民間からも委員として参加するなどして、官民協力して保安施設の整備等、水際対策の強化に取り組むこととしている。

こうした状況下において、国際テロに対し通関業者としても国際物流の中で、重要な役割を果たしていく必要がある。

2. 基本姿勢

(1) 通関業者としての社会的な役割と地位の向上を目指す観

- 点から、テロに対する関係取締機関の施策に積極的に協力する。
- (2) 税関検査費用等テロ対策に要する費用については原則として国庫負担を求める。
 - (3) テロ対策の実施にあたっては、通関業者に求められる適正・迅速通関の維持という基本的な使命にも十分配慮する。

3 . 当面の措置

- (1) 各通関業者はテロに関する不審情報の把握に努めることとし、関係取締機関への情報提供に際してはタイミングを失しないよう心掛ける。
- (2) 荷主に対し、輸出入貨物の予備審査制や事前検査制度あるいは簡易申告制度等の各種通関制度の有効な活用を勧めるなど、通関業者として適正・迅速な通関のために主体的な役割を果たす。
- (3) 税関検査費用等テロ対策に要する費用については国庫負担を求めるほか、適正な通関業務料金として収受できる措置をとるよう努める。
- (4) 通関業者においては、コンプライアンス体制の整備に努めるなど、危機管理意識の向上や社内連絡体制の強化を図る。
- (5) アジア地域の通関業者間におけるテロ関係情報の連絡体制の整備を図るため、「アジア通関業連合会連盟会議」において協力体制につき協議する。